令和6年度 ビジネス確立支援事業「Startup Promote+ SAGA」 業務委託仕様書

第1 目的

県では、県内で新しいことにチャレンジしたい起業家や起業志望者を積極的に掘り起こし、支援するために"佐賀型"のスタートアップ支援に取り組んできた。その結果、J-Startup KYUSHUに選定されるスタートアップや全国規模のアワードで受賞するスタートアップが現れ、県内では一定のプレゼンスを確立しつつある。

一方、このようなスタートアップが全国・世界へと事業を拡大させていくためには、県内にとどまらない情報発信やプロモーションを行い、より一層プレゼンスを確立することで、協力企業やベンチャーキャピタル等と関係性を築いていくことが必要不可欠であるが、都市部と比べ全国規模のマスメディア等で取り上げられる機会や、スタートアップがプロモーションに関するノウハウや、ステークホルダーに応じた適切なコミュニケーションスキルを学ぶ機会が限られているのが現状である。

このため、革新的な技術やビジネスモデルを用いた製品・サービス等を提供し、スケールを目指す県内スタートアップや、起業志望者(以下「県内スタートアップ等」という。)に対し、自社事業の全国に向けた情報発信や、県内スタートアップ等自らがプロモーションのノウハウやコミュニケーションスキルを習得できる機会を提供し、事業の拡大や新たなビジネスパートナーとの出会いの創出を重点的にサポートするビジネス確立支援事業「Startup Promote+ SAGA」を実施する。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

(1) 支援する県内スタートアップ等の募集及び選定について

広報・デジタルマーケティングへの支援やコミュニケーションスキルの習得支援を 行う県内スタートアップ等の募集については、県ホームページにて行うが、募集及び 選定について以下のとおり行うこと。

- ① 募集から選定までのスケジュール管理 募集から選定までの期間において、その後の事業実施に影響の無いようスケジュールを管理し運営を行うこと。
- ② 県内スタートアップ等が提出する資料 (エントリーシート等) の検討及び作成 募集においては、支援を行うにあたり必要となる情報や審査の判断材料となる情報を漏れなく記載させるためのエントリーシート等を検討し、作成すること。
- ③ 選定のための審査会の運営 支援する県内スタートアップ等を決定するために審査基準を定め、審査会を企画、 運営すること。
- ④ 支援する県内スタートアップ等について
 - (ア) 一般枠(3社程度)

県内に拠点のある企業や起業家で、プロモーションに関するノウハウを習得し、 事業の拡大を目指す者。

(イ) 実践的課題解決枠(2社程度)

主に過去に「Startup Promote SAGA」に採択されたことがある県内に拠点のある企業や起業家で、さらにコミュニケーションスキルを習得し、事業の更なる拡

大を目指す者。

(2) 県内スタートアップ等への支援について

上記(1)のとおり選定された支援するスタートアップ等に対し、以下の内容に取り組むこと。

① 一般枠

広報やデジタルマーケティングの相談や課題解決が可能なメンターを配置し、支援対象のスタートアップ等とともに各社のプロモーションやパブリシティ活動に必要な素材やストーリーの制作・開発を行うととともに、県内スタートアップ等の求めに応じてアドバイス及びノウハウの共有を行うこと。その際は支援する県内スタートアップ等の事業計画や経営戦略を十分に理解したうえで、県内スタートアップ等の求めに応じて最適と考えられるアドバイスを行うこと。

② 実践的課題解決枠

ステークホルダーに応じた適切なコミュニケーションスキル習得に関する相談や課題解決が可能なメンターを配置し、県内スタートアップ等の求めに応じてアドバイス及びノウハウの共有を行うこと。また、模擬記者会見や模擬製品発表会などの実践的な場の提供を通じて、メディアや消費者、一般企業等の様々なターゲットへの情報発信の経験の蓄積やスキルの習得を支援すること。

- (3) メディアを通じた支援する県内スタートアップ等の情報発信
 - (1)の④で選定された支援する県内スタートアップ等について、全国に情報発信ができるメディアを活用したプロモーションを以下のとおり行うこと。
 - ① プロモーションの回数について 支援する県内スタートアップ等のうち最低3社について、1社につき1回以上実施すること。
 - ② 情報発信するメディアについて

情報の特性を考慮し、スタートアップ企業やスタートアップ支援に関する情報に 関心のある層に確実にリーチでき、費用対効果の高いメディアを選定するとともに、 掲載する内容や時期、ボリューム等についてメディア側と調整すること。

- ③ 情報発信する内容について 内容については支援する県内スタートアップ等及び県と協議のうえ決定すること。
- (4) メディアを通じた県の事業の情報発信

県が行うスタートアップ支援等の事業や取組について、広く PR を行うため、記事広告による掲出を1回以上行うこと。

- ① 情報発信するメディアについて
 - 県が行う事業や取組を県内だけでなく県外にも広く PR できるよう、全国に展開する費用対効果の高いメディアを選定するとともに、掲載する内容や時期、ボリューム等についてメディア側と調整すること。
- ② 情報発信する内容について 内容については県が行うスタートアップ支援等の事業や取組などとするが、詳細 については県と協議のうえ決定すること。
- (5) 県内スタートアップ等や県の事業に関する情報を発信する Web サイトの運用・保守 及び掲載コンテンツの制作等

県が支援する県内スタートアップ等や県が行う起業家向け支援事業の情報をタイムリーに発信する Web サイトの運用・保守を行い、掲載コンテンツを制作する。

- ① Web サイトの運用・保守について
 - (ア) 各種 OS の最新版 (Windows10 及び Windows11、MacOS) 及び各種ブラウザの最新版 (Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari) に対応し、これらで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等が無いようにすること。なお、OS やブラウザのバージョンが更新された際にはその都度必要な設定を行うこと。
 - (イ) PC、タブレット、スマートフォンなど、各種の端末に対応する校正・デザインであること。
 - (ウ) 委託期間中は県の求めに応じて、掲載する情報の更新や削除を速やかに行うこと。
 - (エ) Web サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を計測できるようにし、県の求めに応じてこれらの情報が提供できるようにすること。
 - (オ) Web サイトの格納場所として別途サーバーを確保し、必要な設定を行うこと。
 - (カ) サーバー等の機器は、日本国内かつ定期的に危機への情報セキュリティ対策状況を確認できる場所にあること。
 - (キ) コンピューターウイルス対策を講じることとし、その他外部からのサイトの破壊、改ざん、盗聴、消去等がなされないように合理的なセキュリティ対策を講じるとともにそれを管理すること。
 - (ク)システムを構成する機器にセキュリティホールが発見された場合は、セキュリティパッチの運用等の対策を行うとともに、速やかに県に報告すること。
 - (ケ) アクセスログの記録・解析ができること。
 - (コ)障害の発生時には県に報告するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を 的確かつ速やかに行うこと。
- ② コンテンツの制作及び掲載について

以下の情報は必ずサイト内に制作及び掲載を行うこと。なお、以下に記載する項目 以外でも掲載した方がよいと思われる内容があれば、提案に盛り込むこと。

- (ア)(1)で選定された支援する県内スタートアップ等に関する特集記事を、インタビューを行い制作し掲載すること。なお、特集記事は1記事あたり3,000字以上とし支援する県内スタートアップ等の事業内容や事業にかける想いなどが伝わる内容となるようにすること。
- (イ) その他県が情報掲載を求める情報等を適宜掲載すること。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1)委託業務の運営について

委託業務を実施する際に必要となるスケジュールの調整業務、備品・消耗品等の調達、 Web サイトやメディアに掲載する情報のバックアップ等については、全て受託者の責任 において行うこと。

(2) 外部の機関との連携及び外部人材の活用について

当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。

(3) 県が行う他の事業及び他の事業の受託者等との連携について

県では、「Startup Gateway SAGA」、「Startup Boost SAGA」、「Startup Connect SAGA」「Startup Assign SAGA」「エビチャレスペシャル」等を通して県内における起業家の発掘や伴走支援、新規事業の創出に取り組んできた。県は当事業を、それらの事業によって発掘された県内企業等が事業化や事業拡大に向けて次のステップとして取り組むものと位置付けている。

事業の実施にあたっては県が行う他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解 し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、 相乗効果を生み出すよう努めること。

第4 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループ に報告する。
- (3) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関はもとより、佐賀県産業スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等とも十分な連携を図ること。
- (4) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と 協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6)制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は 直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本業務の委託料には、他の事業 (SAGA INNOVATORS TALK LIVE 内で行う「Startup Ecosystem SAGA」のキックオフイベントやデモデイ等)への出席等に要する費用を含むものとする。
- (8) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (9) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。

(10)受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法(平成15年法律第57号)を順守しなければならない。

- (11) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループと受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (12) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループが判断した場合には、佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループの指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループとの協議によることとする。